神奈川県
保険医新聞
発行所　神奈川県保険医協会　〒221-0835　横浜市神奈川区鶴屋町2-23-2（TSプラザビルディング2階）
電話045-313-2111（代表）　FAX045-313-2113　横浜中央郵便局私書箱第319号
購読料　一部300円（会員の購読料は会費に含まれています）　発行人　田中麻衣子

「窓口負担“ゼロの会”」へのご賛同を

神奈川県保険医協会会員数（2月27日現在）
6,522名　医科：3,952名　歯科：2,570名
※協会未入会の方をご紹介ください。ご連絡は、協会組織部まで。

いい医療ドットコム～神奈川県保険医協会ホームページ～
https://www.iiiryou.com/

今号のピックアップ

2面　ハザードマップ・防災センターのご活用を
3面　〈寄稿〉3.11を忘れない
「福島の震災はまだ終わっていない」
（福島県・蟻塚 亮二先生）
7面　〈連載〉医科学から読み解く西洋画家の物語 第2回
（川崎市川崎区・谷本 哲也先生）

検体集配有料化問題

小規模診療所「負担大きい」

鈴木副理事長への取材が毎日新聞に掲載

毎日新聞がこのほど、当会が昨秋に取り組んだ「検体集配有料化に関する会員アンケート」を取り上げ、医院経営を取り巻く苦しい実態が全国紙で報じられた。

掲載は2月14日付の朝刊紙面およびWEB版で、今次診療報酬改定は病院への重点配分となったが、診療所においても物価や人件費高騰の影響は避けられず恩恵は限定的であると言及。取材に応じた鈴木副理事長のコメントとともに調査の結果―▽昨年に大手臨床検査会社から小規模診療所に通知された追加負担が月2～3万円、▽国内3大大手含む6社から同様の通知があった、▽交渉の余地はない―などと報じた。

インタビューで鈴木副理事長は「小規模の診療所にとって負担は大きい。検査が困難になれば地域医療の質の低下を招きかねない」と指摘。糖尿病患者の特定保険医療材料の原価割れ（逆ザヤ）や自院の経営状況にもふれながら、「病院への重点配分が続けば、診療所の倒産は加速する」と危機感をにじませている。

今号は全県宣伝号です。

CLOSE UP　赤字7割 病院に重点配分
物価・人件費の高騰 危惧
診療所 恩恵少なく
緩和ケア 質不全も対象

「恩恵は限定的」　コスト増にあえぐ診療所は「倒産加速」に危機感

【左】2月14日朝刊紙面、【右】WEB版

歯科 個別指導問題要請書

厚生局神奈川事務所が回答

問題行動について「技官に注意した」

当会は昨年12月に厚労省関東信越厚生局・同神奈川事務所へ要請書を提出。要請内容は歯科の個別指導において「①指導医療官（技官）が被指導者に対して高圧的な指導を実施している」、「②立会者が指導会場内を巡回して指導医療官のように振る舞う」、「③個別指導を受ける被指導者の情報が漏洩している」―等に対する厳正なる対処・対応を求めたものとなっている。

要請項目①に対しては、今年1月9日に同神奈川事務所から当会へ電話にて「〝全てにおいて指導大綱を守っていただきたい〟という主旨で、該当する指導医療官へ注意しました」との回答があった。要請項目②・③に対しては、後日回答するとのことだったが、2月26日時点で未回答となっている。また、当会からの照会に対し、同神奈川事務所から「歯科医師会入会の有無は、個別指導（新規含む）の結果に影響しない」旨の回答を得ている。

要請項目①については、指導医療官が一部の被指導者に対して声を荒げた高圧的・威圧的な発言・見下すような発言及び不躾な発言がなされているとの報告や「恐怖を感じた」との声が歯科会員より複数寄せられている。指導大綱においては「保険診療の取扱い、診療報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを主眼とし、懇切丁寧に行う」と明記されている。しかし実態は「懇切丁寧」とは程遠く、指導大綱から逸脱していると言わざるを得ないものとなっている。

要請項目②については、一部の立会者が突然指導に割り込み、時には着席し、あたかも指導医療官のように振る舞い、さらに①と同様の発言がなされているとの報告が当会歯科会員より複数寄せられている。

医療指導監査業務等実施要領（指導編）の「学識経験者の立会」においては、「立会者は、指導を実施している机等から離し、指導内容が十分聞き取れる位置に着席し、指導が行われている間は、行政側又は保険医療機関等側のいずれかに偏った位置とならないよう配慮する」、「立会者に意見を述べる機会を与えなければならないが、（中略）行政側からの要請がない限り発言をすることはできない」となっている。しかし、前述のように神奈川の歯科個別指導会場においては立会者が個別指導会場内を「巡回」しており、さらには発言を求められていないにもかかわらず指導に割って入ることが常態化している。

なお、①・②については帯同した当会顧問弁護士からも複数の報告が寄せられている。特に②については、全国的にも神奈川の歯科だけで起きている「異常事態」だ。

③については、「指導通知が届いた歯科医師会未入会の被指導者へ、厚生局以外の人物から連絡が入る―」といった情報漏洩の疑いが強い事例が会員から寄せられている。こうした事態を受けて、協会として要請書の提出に至った。

オン診施設で営利企業が参入

D to P with Nで医療を展開

政策部長談話で警戒を呼び掛け

政策部は2月18日、磯崎部長談話「営利企業による『医療提供施設』の展開に医療界は警戒を／実質『医師のみ不在のWEBクリニック』が社会に誕生」を発表し、日医や各県医師会、財務省、厚労省、中医協委員、国会議員、マスコミ等へ送付した（5面）。談話は、オンライン診療専用の受診施設となる「オンライン診療受診施設」が、この4月より誕生し、営利企業の医療参入に道が開かれたことを医療界に警鐘するもの。

談話では、この施設が営利企業や誰でも設置でき、単なる「ハコもの」施設を超え、「D to P with N」（医師―患者・看護師等）の形で、患者といる看護師等が医師の指示のもと、採血、注射、検査、処置を診療の補助として実施可能となっていると指摘。人員基準や構造設備基準もなく、設置のハードルが極めて低いとした。保健所の実地検査もなく、届出は設置後10日以内と、非常に規制が緩いと危惧。

法制化された現在、公益性の担保や医療資源過少地域への限定、事前届出制への変更など、無法地帯化しないように規制措置を厚労省は敷くべきだと説いている。

談話へは元日医役員、医療制度研究会代表、全日本民医連、週刊東洋経済、月刊保険診療、元朝日新聞編集委員、ジャーナリスト、大阪協会理事長、石川協会副会長、京都・山口・富山各協会・保団連などから反響があった。

杏林往来

最近不法なメガソーラーの設置やメガソーラー設置位置の環境破壊の話をよく聞くようになった。釧路湿原周囲のメガソーラー設置で70回の行政指導を受けている業者もいるようだ。スペインでは再生可能エネルギーの割合が半分を超えており、伝統的発電と再生可能エネルギーの発電では相性が悪いこともあるようだ。そのために、2025年4月にスペイン全土での停電が発生し深刻な影響を同国に与えている▼日本においての再生可能エネルギーの買取価格は低下しつつある。二酸化炭素排出減少のための再生可能エネルギーであったが、弊害が目立ち、これ以上の再生可能エネルギー発電施設の増加を抑える考えも出てきている▼一方で柏崎刈羽原発の再稼働が決まった。科学的な安全性の確認と地元の理解を得ての再稼働であり、二酸化炭素排出減少と大規模停電回避のためであればやむを得ないだろう。原発の再稼働で電気代が下がることが期待されるが、現在の料金はすでに再稼働が織り込まれた料金体系と東京電力は説明している。原子力発電で長期的な電気料金上昇が避けられるのであれば、歓迎する人も出てくることであろう。日本は東日本大震災の後、エネルギー輸入の増加もあり、貿易赤字が続いている。原発再稼働で貿易収支を改善すれば円安にも少しは寄与するはずだ。

（150）